

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

地方税法施行令の一部が改正（令和4年3月31日公布、4月1日施行）されたこと等に伴う条例改正を12月議会へ提出します。なお、適用年度は令和5年度分からとなります。

賦課限度額の改定内容

地方税法施行令の一部が改正（令和4年3月31日公布、4月1日施行）され、医療給付費分・介護納付金分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額まで引き上げます。

なお、県国民健康保険運営方針では賦課限度額は法定額のとおり設定し、県内どこでも同じ賦課限度額となることを目指す旨の方針が示されております。

区 分	改正案	現 行
医療給付費分	<u>65万円</u>	63万円
後期高齢者支援金等分	<u>20万円</u>	19万円
介護納付金分	17万円	17万円
合 計	<u>102万円</u>	99万円

※介護納付金分は改定なし

賦課限度額の改定による影響（当初課税時の国民健康保険被保険者の情報で試算）

1 加入世帯への影響

賦課限度額を引き上げた場合、438世帯の賦課額が増加する見込みです。

区 分	改 定 案 限度額超過世帯	現 行 限度額超過世帯	比 較
医療給付費分	345世帯	379世帯	▲34世帯
後期高齢者支援金等分	389世帯	438世帯	▲49世帯
介護納付金分	110世帯	110世帯	—

2 賦課額への影響

賦課限度額を引き上げた場合、賦課額が約1,100万円増加する見込みです。